

広島県訓令第七号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三の次に次の一条を加える。

（広島県新型インフルエンザ等対策本部の本部員の任命及び副本部長の指名）

第一条の四 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この条において「法」という。）第二十三条第二項第五号の規定により、次に掲げる職にある者を、知事の部内の職員から任命する本部員として任命する。

- 一 会計管理者
- 二 危機管理監
- 三 総務局長
- 四 地域政策局長
- 五 環境県民局長
- 六 健康福祉局長
- 七 商工労働局長
- 八 農林水産局長
- 九 土木局長
- 十 都市技術審議官
- 十一 企業局長
- 十二 病院事業管理者

2 法第二十三条第三項の規定により、危機管理監の事務を担当する副知事を、副本部長として指名する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。